

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規則	ページ
○児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(二三・子育て支援課)……………	1
○秋田県理容師法施行細則の一部を改正する規則(二四・生活衛生課)……………	11
○秋田県美容師法施行細則の一部を改正する規則(二五・生活衛生課)……………	11
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則(二六・建築住宅課)……………	11
○建築士法施行細則の一部を改正する規則(二七・建築住宅課)……………	28

規 則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十三号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成十三年秋田県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第一条第一号中「児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)」を「法」に、「により」を「により」に改め、同条第二号中「により」を「により」に改め、同条第八号とし、同条第一号の次に次の六号を加え、同条を第二号とする。

二 法第九条の三第一項の規定により、児童の福祉に関する事

務に従事する職員に、児童の住所等に臨検させ、又は児童を捜索させること。

三 法第九条の三第二項の規定により児童の福祉に関する事務に従事する職員に調査又は質問をさせること。

四 法第九条の三第三項の規定による許可状の請求をすること。

五 法第九条の三第五項の規定により許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付すること。

六 法第十一条第三項の規定により保護者に対し指導を受けるよう勧告すること。

七 法第十一条第四項の規定により必要な措置を講ずること。第一条として次の一条を加える。

(趣旨)

第一条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)の施行については、児童虐待の防止等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十二号)及び児童虐待の防止等に関する法律施行規則(平成二十年厚生労働省令第三十号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

本則に次の四条を加える。

第三条 児童相談所長は、前条第二号の規定により臨検させ、又は捜索させたときは、その結果を知事に報告しなければならない。

(身分を証明する証票)

第四条 法第八条の二第一項後段に規定する証票は、様式第一号によるものとする。

2 法第九条第一項後段に規定する証票は、様式第二号によるものとする。

3 法第九条の二第二項後段に規定する証票は、様式第三号によるものとする。

4 法第九条の六に規定する証票は、様式第四号によるものとする。

(様式)

第五条 次の各号に掲げる通知等に係る様式は、当該各号に掲げる様式によるものとする。

一 法第十二条第二項の規定による児童相談所への通知 様式第五号

二 法第十二条の四第四項に規定する命令書 様式第六号

三 省令第二条第一項に規定する書面 様式第七号又は様式第八号

(補則)

第六条 法、省令及びこの規則に定めるもののほか、法、省令及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。別記様式を削る。

附則の次に次の八様式を加える。

様式第1号 (第4条関係)

(表面)

第	号		
身 分 証 明 書			
		所 属	
		職 氏 名	
		年 月 日生	
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による調査又は質問をする職員であることを証明する。			
		年 月 日交付	
			秋田県知事 印

5.4センチメートル

8.5センチメートル

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2・3 略

様式第2号 (第4条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入調査又は質問をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

5.4センチメートル

8.5センチメートル

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略

様式第3号 (第4条関係)

(表面)

第	号		
身 分 証 明 書			
		所 属	
		職 氏 名	
		年 月 日生	
<p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定による調査又は質問をする職員であることを証明する。</p>			
		年 月 日交付	
		秋田県知事	印

10.8センチメートル

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）	
（出頭要求等）	
<p>第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。</p>	
2・3 略	

8.5センチメートル

(裏面)

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略

10.8センチメートル

8.5センチメートル

様式第4号 (第4条関係)

(表面)

第	号		
身 分 証 明 書			
		所 属	
		職 氏 名	
		年 月 日生	
<p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜査又は同条第2項の規定による調査若しくは質問をする職員であることを証明する。</p>			
年 月 日交付			
秋田県知事			印

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(臨検、捜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3～6 略

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜査又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第5号 面会及び通信制限の実施通知書 (第5条関係)

(A4判)

記号及び番号
年 月 日

秋田県 児童相談所長 様

施設の長 ㊟

面会及び通信

面会 制限の実施について (通知)

通信

面会及び通信

児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項の規定により面会 通信 を制限したので、同条第2項の規定により通知します。

制限を受けた者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
制限した理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
制限の開始日	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

様式第6号 接近禁止命令書 (第5条関係)

(A4判)

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県知事



接近禁止命令書

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定により次のとおり命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
命 令 の 内 容	特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身邊につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命 令 す る 理 由		
命 令 の 有 効 期 間	本日から 年 月 日まで	
対 象 と な る 児 童	住 所 又 は 居 所	
	氏 名	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所		
連絡先電話番号		

(注意)

この命令に違反した場合は、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

(この処分に不服がある場合の救済方法)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第 7 号 面会及び通信制限命令書 (第 5 条関係)

(A 4 判)

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県 児童相談所長



面会及び通信
面会 制限命令書
通信

面会及び通信

児童虐待の防止等に関する法律第12条第 1 項の規定により次の児童との面会 通信を制限します。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所		
連絡先電話番号		

(この処分に不服がある場合の救済方法)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第8号 面会及び通信制限命令書 (第5条関係)

(A4判)

記号及び番号
年 月 日

様

施設の長 ㊟

面会及び通信
面会 制限命令書
通信

面会及び通信
児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項の規定により次の児童との面会 通信を制限します。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所		
連絡先電話番号		

(県立施設の場合は、様式第7号の例による教示の文を記載すること。)

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十四号

秋田県理容師法施行細則の一部を改正する規則

秋田県理容師法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

理容師法施行細則

第一条中「施行規則」を「省令」に、「理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号。以下「指定規則」という。)」を「その他の法に基づく命令」に改める。

第三条中「施行規則又は指定規則」を「省令」に改め、「書類は、」の下に「当該理容所の」を加え、「管轄する」を「所管する」に改める。

第四条中「施行規則、指定規則」を「省令」に改め、「書類」の下に「の様式」を加え、同条の表施行規則第二十一条第二項第二号の項中「施行規則」を「省令」に改め、同表指定規則第九条の項を削り、同表規則第二条の項中「規則」を削り、「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

様式第五号を削る。

様式第六号中「**剃毛**」を「**剃毛等**」に、「**油**」を「**油等**」に改め、同様式を様式第五号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「秋田県理容師法施行細則」を「理容師法施行細則」に改める。

- 一 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五号)第二条の表第三号
- 二 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則

(昭和三十一年秋田県規則第十一号)別表第三十八号の五

秋田県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十五号

秋田県美容師法施行細則の一部を改正する規則

秋田県美容師法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美容師法施行細則

第一条中「施行規則」を「省令」に、「美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号。以下「指定規則」という。)」を「その他の法に基づく命令」に改める。

第三条中「施行規則又は指定規則」を「省令」に改め、「書類は、」の下に「当該美容所の」を加え、「管轄する」を「所管する」に改める。

第四条中「施行規則、指定規則」を「省令」に改め、「書類」の下に「の様式」を加え、同条の表施行規則第二十一条第二項第二号の項中「施行規則」を「省令」に改め、同表指定規則第八条の項を削り、同表規則第二条の項中「規則」を削り、「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

様式第五号を削る。

様式第六号中「**剃毛**」を「**剃毛等**」に、「**油**」を「**油等**」に改め、同様式を様式第五号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「秋田県美容師法施行細則」を「美容師法施行細則」に改める。

- 一 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五号)第二条の表第四号
 - 二 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)別表第四十号
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(確認申請書等の添付図書)」に改め、同条中「(以下「確認申請書」という。)」には、「建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。)」を「及び法第十八条第二項の規定による通知に係る書面には、省令」に改め、「第一条の三」の下に「(省令第八条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 法第二十条第二号イ又は第三号イの構造計算を要する建築物を建築しようとする場合は、構造計算適合性判定適用調書(様式第四号)

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第三号とし、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。)(第一条の三第一項の表一の(イ)項(省令第八条の二第一項において準用する場合を含む。))に掲げる各階平面図には、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の用途地域(工業地域及び工業専用地域を除く。)(に工場を建築しようとする場合は、建築物の用途区分並びに原動機及び機械の位置を明示しなければならない。)

2 次の各号に掲げる図書の様式は、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 省令第一条の三第一項の表二の(イ)項及び(ロ)欄(省令第八条の二第一項において準用する場合を含む。)(に掲げる危険物の数量表 様式第一号
- 二 省令第一条の三第一項の表二の(イ)項及び(ロ)欄(省令第八条の二第一項において準用する場合を含む。)(に掲げる工場・事業調書 様式第二号
- 三 省令第一条の三第一項の表二の(イ)項の(ロ)欄(省令第八条の二第一項において準用する場合を含む。)(に掲げる既存不適格調書 様式第三号

第四条第一項の表手数料条例別表一の項に規定する手数料(法第八十七条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請に係るものを除く。以下この表において同じ。)(及び

同表二の項に規定する手数料の項中「申請」の下に「及び法第八十七條第一項において準用する法第十八條第二項の規定による通知」を加え、「及び同表二の項」を並びに同表三の項及び四の項」に改め、第四條第一項の表手数料条例別表一の項に規定する手数料の項の次に次のように加える。

手数料条例別表二の項に規定する手数料	知事が必要と認める場合	二分の一の額
--------------------	-------------	--------

第四條第一項の表手数料条例別表四十五の項及び四十六の項に規定する手数料の項中「別表四十五の項及び四十六の項」を「別表四十九の項及び五十の項」に改め、同條第一項の表手数料条例別表四十七の項及び四十八の項に規定する手数料の項中「別表四十七の項及び四十八の項」を「別表五十一の項及び五十二の項」に改め、同條第二項中「手数料減免申請書」の下に「(様式第五号)」を加える。

第五條中「に建築主等」の下に「建築主等の代理人」を、「建築主等変更届出書」の下に「(様式第六号)」を加え、同條に次の一項を加える。

2 前項の届出書には、建築主等の代理人に変更があつた場合は変更後の代理人の権限を証する書類、工事監理者に変更があつた場合で変更後の工事監理者が建築士であるときは変更後の工事監理者の建築士免許証の写しを添えなければならない。

第七條中「第四條第一項第四号」を「第四條第一項第六号(省令第八條の二第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「工事監理(工事施工)状況調査」の下に「(様式第七号)」を加える。

第八條の二第一項中「第四十八條第十四項」を「第四十八條第十五項」に改める。

第九條中「別記様式」を「様式第八号」に改める。

第十條第二項中「日とし」及び「日とする。」を「日」に改め、「次項において同じ」を削り、同條第三項を削る。

第十一條第五項及び第六項を削る。

第十四條の次に次の一條を加える。
(用途地域の指定のない区域内における建築物の建築の許可の申請)

第十四條の二 法第四十八條第十三項ただし書の規定による用途地域の指定のない区域内における建築物の建築の許可を受けようとする者は、用途地域外区域建築許可申請書(様式第九号)に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 省令第一条の三第一項第四号に掲げる書類
- 二 省令第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書
- 三 方位及び恒風の方向を記載した申請に係る建築敷地の周囲百メートル以内の建築物の分布状況並びにその用途の現況図
- 四 申請に係る建築敷地の周囲百メートル以内にある土地及び建築物の所有者又は借地権者及び借家権者の住所及び氏名を記載した調査
- 五 業態、設備(公害防止のための設備を含む。)及び用途に関する詳細な書類(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物にあつては第三条第二項第一号に掲げる危険物の数量表、工場にあつては同項第二号に掲げる工場・事業調査)

第十五條第一項中「定める図書」の下に「又は書面」を加え、「第一条の三第一項の表一の(イ)項(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。」を「第一条の三第一項第四号に掲げる書類並びに同項の表一の(イ)項」に改め、同項第一号中「第一条の三第一項の表一の(ロ)項」を「第一条の三第一項の表二の(ロ)項の(ウ)欄」に、「図書」を「特定道路の配置図」に改め、同項第二号(ロ)中「工場にあつては工場調査とし、」を削り、「危険物調査とする。」を「第三条第二項第一号に掲げる危険物の数量表、工場にあつては同項第二号に掲げる工場・事業調査」に改め、同項第三号中「第六十八條の五の二第二項」を「第六十八條の五の三第二項」に、「第一条の三第一項の表一の(ロ)項及び(ウ)項」を「第一条の三第一項の表二の(ロ)項の(ウ)欄に掲げる特定道路の配置図並びに同表の(ウ)項及び(ロ)項の(ウ)欄」に改め、「(法第五十九條第一項第三号の規定による許可にあつては、同表一の(ウ)項に掲げる図書を除く。)」並びに制限斜線を示す図書」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第五十九條第一項第三号の規定による許可にあつては、省令第一条の三第一項の表二の(ロ)項の(ウ)欄に掲げる特定道路の配置図及び同表の(ウ)項の(ウ)欄に掲げる図書

第十五條第二項中「定める図書」の下に「又は書面」を加え、「第一条の三第一項の表一の(イ)項(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。」及び(ロ)項」を「第三条第二項第一号に掲げる図書(省令第一条の三第一項の表二の(ロ)項の(ウ)欄に掲げる図書を除く。)、省令第三条第二項第四号に掲げる書類及び同項の表」に改め、同條第三項中「災害危険区域建築許可申請書」の下に「(様式第十号)」を加え、「(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。」を削る。

第十五條の二第一項中「定める図書」の下に「又は書面」を加え、「第一条の三第一項の表一の(イ)項(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。」を「第一条の三第一項第四号に掲げる書類並びに同項の表一の(イ)項」に改め、同項第一号中「第六十八條の四又は法第六十八條の五の五第一項」を「第一条の三第一項の表一の(ロ)項」を「第一条の三第一項の表二の(ロ)項の(ウ)欄」に、「図書」を「特定道路の配置図」に改め、同項第二号中「第六十八條の五の四第二項」を「第六十八條の五の五第二項」に、「第一条の三第一項の表一の(ロ)項及び(イ)項」を「第一条の三第一項の表二の(ロ)項の(ウ)欄」に、「図書並びに制限斜線を示す」を「特定道路の配置図並びに同表の(ウ)項及び(ロ)項の(ウ)欄に掲げる」に改め、同條第二項中「第十条の二十三第三十五項」を「第十条の二十三第六項」に、「書面は、第三条各号」を「図書は、第三条第三項各号」に改める。

第二十五條第一項中、「規則」を「規則」に改め、同條第二項中「別表(一)項」を「別表第一(一)項」に改め、同條第三項中「規則」を「規則」に、「別表」を「別表第一」に改め、同項に次のただし書及び算式を加える。

ただし、一の敷地について、次に掲げる算式により計算した垂直積雪量の数値に当該敷地における局所的地形要因による影響等を考慮して知事が認める数値が同表に定める垂直積雪量の数値に満たない場合は、当該知事が認める数値とすることができる。

$$P = at + br + \gamma$$

この算式において、 d 、 α 、 β 、 γ 、 ls 及び rs は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- d 垂直積雪量(単位メートル)
- α 、 β 及び γ 別表第二に掲げる区域の区分に応じ、同表の α 、 β 及び γ の欄に定める数値
- ls 一の敷地の標準的な標高(単位メートル)
- rs 一の敷地の標準的な海率(当該敷地が存する別表第二に掲げる区域の区分に応じ、当該敷地を中心とした同表のRの欄に定める半径の円の面積に對する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)

第二十七條の見出しを「(書類の経由等)」に改め、同條中「又は建築主事」を削り、「申請書にあつては正本一通及び副本二通、その他の書類にあつては正本一通及び副本二通、」を「法又は省令に定めるもののほか」に、「管轄する地域振興局長に」を「所管する地域振興局長を経由して」に改め、同條に次の二項を加える。

2 法、省令又はこの規則の規定により建築主事に提出する書類

3 は、当該建築物等、道路の敷地等の所在地を所管する地域振興局に置く建築主事に提出しなければならない。
 前二項の書類のうち次に掲げる書類の通数は、正本一通及び副本二通とする。

一 省令第十条の四第一項の申請書（法第四十三條第一項ただし書、法第四十四條第一項第二号及び第四号、法第四十七條ただし書、法第五十一條ただし書（法第八十七條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）並びに法第五十六條の二第一項ただし書の規定による許可に係るものに限る。）
 二 省令第十条の四第四項の申請書（法第八十八條第二項において準用する法第五十一條ただし書の規定による許可に係るものに限る。）

三 第十四條の二、第十九條及び第二十條に規定する書類
 四 第十五條第一項に規定する書類（法第五十一條ただし書（法第八十七條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）及び法第五十六條の二第一項ただし書の規定による許可に係るものに限る。）

第二十八條中「政令」を「令」に改める。
 別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
 別表第二（第二十五條関係）

一 能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、藤里町及び八峰町の区域	〇・〇 〇四七	〇・五 八	一・〇 一	四〇 四	R（キ ロメー トル）
二 男鹿市、由利本荘市（矢島町荒沢、矢島町川辺、矢島町木在、矢島町坂之下、矢島町城内、矢島町新荘、矢島町立石、矢島町館町、矢島町田中町、矢島町七日町、矢島町元町、矢島町矢島町、東由利	〇・〇 三〇八	一・八 八	一・五 八	二〇	

別記様式を様式第八号とし、同様式の前に次の七様式を加える。

老方、東由利蔵、東由利黒淵、東由利宿、東由利杉森、東由利田代、東由利館合、東由利法内、鳥海町上川内、鳥海町上笹子、鳥海町上直根、鳥海町栗沢、鳥海町小川、鳥海町才之神、鳥海町猿倉、鳥海町下川内、鳥海町下笹子、鳥海町下直根、鳥海町中直根、鳥海町伏見及び鳥海町百宅の区域を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟町の区域	〇・〇 〇五	一・〇 一	一・六 七	四〇	
三 県の区域のうち秋田市の区域並びに一の項及び二の項に掲げる区域を除く区域					

様式第1号 危険物の数量表 (第3条、第14条の2、第15条関係)

(A4判)

危険物の数量表						
1 建築主の住所及び氏名						
2 敷地の所在及び地番		3 用途地域名				
4 工場名及び所有者又は管理者の氏名						
5 建築物の用途						
6 危険物の処理又は貯蔵の目的		7 生産品名				
8 申請に係る作業及び設備の概要						
		基準時	現在	申請による増減	合計	
9 敷地面積						
10 建築面積						
11 延べ面積						
12 床面積の合計	処理又は貯蔵に係る部分					
	その他					
	合計					
13 危険物の種類	名称	処理又は貯蔵の別	数量			
			基準時	現在	申請による増減	合計
14 その他参考事項						

(注) 記載欄に記載事項のすべてを記載することができない場合は、別紙に記載事項を記載の上、これを添えてください。

様式第2号 工場・事業調書（第3条、第14条の2、第15条関係）

(A4判)

工場・事業調書					
1 建築主の住所及び氏名					
2 敷地の所在及び地番		3 用途地域名			
4 工場名及び所有者又は管理者の氏名					
5 作業及び設備の概要					
6 業種		7 生産品名			
8 申請に係る作業及び設備の概要					
		基準時	現在	申請による増減	合計
9 敷地面積					
10 建築面積					
11 延べ面積					
12 床面積の合計	作業場				
	その他				
	合計				
13 原動機の出力数		kw	kw	kw	kw
		(台)	(台)	(台)	(台)
	合計				
14 機械設備の種類及び名称					
15 その他参考事項					

(注) 記載欄に記載事項のすべてを記載することができない場合は、別紙に記載事項を記載の上、これを添えてください。

様式第3号 既存不適格調書 (第3条関係)

(A4判)

既存不適格調書								
建築年月日		年 月 日						
基準時年月日		年 月 日						
1 建築主の住所及び氏名								
2 敷地の所在及び地番								
		(A) 基準時の数 値	(B) 申請時までの 増減	(C) 申請時による 増減	(D) (B) + (C)	(E) (A)+(B)+ (C)	(F) (E) / (A)	
3 敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
4 建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
5 延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
6 適合しない 条項	建築 基準 法 第 48 条 不 適 格 建 築 物	ア 作業場	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		工場	非作業場	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		不適格原動機の出力	kw	kw	kw	kw	kw	
		不適格機械の台数	台	台	台	台	台	
		不適格容器の容量	l	l	l	l	l	
	イ 危険物の貯蔵又は処理の用途に 供する建築物	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	ウ その他の用途に供する建築物 (用途：)	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	(1)							
	(2)							
(3)								
(4)								
(5)								
(6)								
7 工事の種類		増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更						
8 申請に係る部分の用途								
9 その他参考事項								

(注) 1 6(1)から(6)までの項に不適格建築物に係る適合しない条項を記載し、(A)欄から(F)欄までに該当する数値を記載してください。
 2 (B)欄及び(C)欄に減少部分又は除却部分がある場合は、その数値を朱書してください。
 3 建築基準法第34条第2項の不適格建築物にあつては建築物の高さ、同法第61条又は同法第62条第1項の不適格建築物にあつては建築物の外壁及び軒裏の構造を、それぞれ9の項に記載してください。

様式第 4 号 構造計算適合性判定適用調書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

構造計算適合性判定適用調書					
1 建築主の住所及び氏名					
2 敷地の所在及び地番					
3 代表となる設計者の資格、住所及び氏名 並びに当該設計者の属する建築士事務所の 名称		() 建築士登録 住所 氏名 () 建築士事務所登録 建築士事務所名	第 第 第	号 号 号	Ⓜ
4 構造計算を行った主たる設計者の資格、 住所及び氏名並びに当該設計者の属する建 築士事務所の名称		() 建築士登録 住所 氏名 () 建築士事務所登録 建築士事務所名	第 第 第	号 号 号	Ⓜ
5 棟番号		6 当該部分の床面 積 (㎡)	7 適用する構造計 算の種類	8 大臣認定プロ グラムの使用の 有無	9 構造計算適合 性判定の要否
	枝番号				
				有・無	要・否
				有・無	要・否
				有・無	要・否
				有・無	要・否
				有・無	要・否
				有・無	要・否

- (注) 1 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
- 2 5 欄の棟番号は、申請書の第 4 面に記載した番号を記載してください。ただし、建築基準法施行令第 81 条第 4 項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる場合は、建築物の当該部分を別棟とし、棟番号に枝番号を記載してください。
- 3 5 欄の棟番号 (枝番号を含む。) は、申請書に添えた構造計算概要書の【1. 建築物の名称】欄に記載した建築物の名称を記載してください。
- 4 8 欄及び 9 欄は、該当する方に○印を記載してください。
- 5 8 欄の大臣認定プログラムの使用がある場合は、一件の構造計算の主要部分について一の建築基準法第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより一貫して構造計算を行い、かつ、当該構造計算の計算を記録した磁気ディスク等をこの申請に併せて提出した場合があります。

様式第5号 手数料減免申請書 (第4条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住所
申請者 氏名 ④
電話番号
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

手数料の減額 (免除) について (申請)

秋田県建築基準関係手数料徴収条例第4条の規定による手数料の減額 (免除) を受けたいので、建築基準法施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 敷地の所在及び地番				
	申請部分	申請以外の部分	合計	6 構造
2 敷地面積				
3 建築面積				
4 延べ面積				
5 申請の理由				
※ 受付欄				

(注) 1 ※印欄には、記載しないでください。
2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。